

7. 組合業務委託細則

(総 則)

第1条 この細則は、多摩ニュータウンエステート落合5-8団地管理規約（以下「規約」という。）第35条の規定に基づき組合業務の一部を第三者に委託するため、規約第80条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(委託業務の範囲)

第2条 委託することのできる組合業務の範囲は、規約第34条、第62条第1項に規定する業務及び団地総会において決議された事項とする。

(委託契約)

第3条 理事長は、前条の業務を委託し、又は変更したときは、あらかじめ当該受託者と次に掲げる事項を定めた委託契約書を締結するものとする。

- 一 委託する業務
- 二 委託の費用及びその支払方法
- 三 委託に関する報告
- 四 委託の期間
- 五 その他契約を締結する必要な条件

(管理費、団地修繕積立金及び棟別修繕積立金等)

第4条 理事長は受託者に対して、規約第25条に規定する管理費、団地修繕積立金及び棟別修繕積立金等を別途に区分し、その収支を明らかにさせるものとする。

(管理費、団地修繕積立金及び棟別修繕積立金等の支払期日及び方法)

第5条 組合員は、毎月末日までに当月分の管理費、団地修繕積立金及び棟別修繕積立金等を別に定める方法により受託者に支払うものとする。

附 則

この細則は、平成22年3月8日から施行する。

(昭和59年3月17日 施行)

(平成22年3月7日 改正)